

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年4月2日

九州地方整備局 武雄河川事務所長 藤本 幸司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、武雄河川事務所が管理する巨勢川ポンプ場（焼原系）のポンプ設備（以下「当該設備」という。）の更新工事に関する公示である。

本工事は、当該設備の「機能・性能」を回復するためのものであるが、単に機器の更新を行うだけのものではなく、更新後に故障が生じた際の原因究明や対策の立案等を含むものである。

また、本工事の工事目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・更新を行わなければならないが、それには工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理し保有している技術ノウハウ（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

当該設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、たとえば一部のシステム構成機器を修繕や更新する場合でもシステム全体の熟知が必要となることから、本工事の実施にあたり、3.の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本工事に必要な要件を有している受注者等を本工事受注予定者として契約手続きに移行することとし、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で本工事受注予定者を決定し、契約手続きへ移行する。

2. 工事の概要

(1) 工事件名

巨勢川ポンプ場（焼原系）利水用ポンプ操作制御設備更新工事

(2) 工事内容

本工事は、武雄河川事務所が管理する巨勢川ポンプ場（焼原系）利水用ポンプ操作制御設備の更新を行い、操作制御機能の回復を図るものである。

主な工事内容は以下のとおりである。

巨勢川ポンプ場（焼原系）

- ・ 利水ポンプ電動機制御盤 更新 1 式
- ・ 兼用ポンプ電動機制御盤 更新 1 式

(3) 工期末 平成31年12月27日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- 3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 競争参加資格申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 5) 九州地方整備局における機械設備工事のうち、平成27年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- 6) 参加意思を表明しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 7) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- 8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 9) 参加意思確認書の提出を求める公示に関する説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 恒常的な雇用関係に関する要件

- ・配置予定の主任（監理）技術者については、参加意思表示する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
- 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

(3) 技術力に関する要件

- ・本工事に係る検査及び試験に関する自らの組織体制を証明できること。
- ・本工事完成後の発注者からの修繕に関する問合せに対応可能な組織体制が整備されていること。

(4) 実績に関する要件

- ・平成16年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した、以下のア)又はイ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を確認する。
 - ア) 1台当たり吐出量0.75m³/s以上の揚排水ポンプ設備（陸上ポンプ）を製作し据付した工事

イ) 1台当たり吐出量0.75m³/s以上の揚排水ポンプ設備（陸上ポンプ）を修繕（改造及び更新を含む）した工事

なお、「製作し据付した」とは自社工場でポンプ設備全体のシステム設計及び主要機器である主ポンプ設備の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ・上記（4）に掲げる工事の経験を有する技術者を主任（監理）技術者として配置できること。

4. 手続き等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745

九州地方整備局 武雄河川事務所 経理課 契約係

電話：0954-23-7937（内線224）

FAX：0954-23-9083

2) 技術関係

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目1番34号

九州地方整備局 武雄河川事務所 施設管理課 施設管理第一係

電話：0952-41-8801（内線342）

FAX：0952-41-8802

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間：平成31年4月2日（火）から平成31年4月11日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 交付場所：上記（1）1）に同じ

3) 交付方法：交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送（ファクシミリ）等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限：平成31年4月12日（金）12時00分

2) 提出場所：上記（1）1）に同じ

3) 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）による。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出期限は、平成31年5月7日(火)17時00分までを予定している。また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを実施するものとする。
- (4) 九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は「公示に関する説明書」による。